

岐阜県防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県防災会議に関する条例（昭和37年岐阜県条例第29号）第5条の規定に基づき、岐阜県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び幹事の任期)

第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第5項第6号から第8号までの規定により任命される委員及び幹事（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員等は、再任されることができる。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、委員とみなす。

(異動等の報告)

第4条 委員又は幹事に異動等があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による決議)

第6条 前条の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議の招集が困難なときは、書面により委員の可否を伺い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 書面による決議は、回答の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第7条 次に掲げる場合は、会長が適宜の方法により、関係のある委員と協議して決定することができる。

- 一 緊急を要する事態が発生し、会議を開くいとまがないとき
 - 二 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき
 - 三 軽易な事項で、早急に措置を要するとき
- 2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第8条 部会は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集し、あらかじめ会長が指名する幹事がその議長となる。
 - 3 幹事会は、次の事項を処理する。
 - 一 会議に提出する議案の作成
 - 二 その他会長から命ぜられた事項
- 4 第6条の規定は、幹事会に準用する。この場合において、同条第1項中「委員」とあるのは「幹事」、「会議」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、危機管理部危機管理政策課において処理する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

附 則

この要領は、昭和37年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行する。